## 主 文 本件抗告を棄却する。 理 由

本件抗告の趣意は、弁護人村上公一作成の抗告申立書記載のとおりであるから、 これを引用する。

論旨は要するに、原決定は被告人には刑訴法八九条一号、四号に該当する事由があるとして本件保釈請求を却下したが、裁判所はこれまで刑訴法八九条四号の事由のみをもって被告人の保釈請求を却下してきたのに、今回初めて同条一号の事由を付加したのは、信義(禁反言の原則)に反し不当であるうえ、そもそも本件については右一号の事由の存在も必ずしも自明のこととはいえず、また、同条四号の事由も、公判審理の経過からして少なくとも現段階では存在しないから、本件保釈請求を却下した原決定は失当であるので、これを取り消したうえ被告人の保釈を許可することを求める、というのである。

よって、所論にかんがみ記録を精査して検討するのに、原決定には、以下に述べるとおり違法不当の点は存しない。

「死刑又は無期若しくは短期一年以上の懲役若しくは禁錮にあたる罪」か否かの〈/要旨〉判断については、起訴されている公訴事なの法定刑を基準とすべきものであり、幇助として起訴され従犯の減軽が必要とされる場合であっても、減軽前の正犯の罪の法定刑を基準とするのが正しいの解される。これを本件でみると、公訴事実のうち麻薬取締法違反幇助(コカインの営利目的輸入の幇助)については、同法六五条二項に定められた一年以上の有期懲役に己れと三〇〇万円以下の罰金の併科の刑を基準として判断すべきことは、信義の事由があることは明らかである。所論は、信義の保釈請求却下決定が刑訴法八九条四号の事由が存在しないとの判断を示したものよびすると非難するけれども、従前の保釈請求却下決定が刑訴法八九条四号のみまで解すると非難するけれども、そもそも裁判所は保釈の許否を決定したもない。を解することはできないし、また、そもそも裁判所で足りるのであるから、有非難は全く当たらない。

次に、刑訴法八九条四号の事由についてみると、 本件は、して、大量国内の事由についてみると、ないでで、大量国内の事由についり、を持ち込むでで、大量の事由について、本件は、して、大量の事由について、大量の事でで、大力を持ちない。本生でで、大力の事事でで、大力の事業に対して、大力の事業に対して、大力の事がである。というでは、大力のいりが、大力のいりが、大力のいりが、大力のいりが、大力のいりが、大力のいりが、大力のいりが、大力のいりが、大力のいりが、大力のいりが、大力のいりが、

以上の次第で、被告人には刑訴法八九条一号、四号に該当する事由があるとした原決定の判断に誤りはない。そして、以上述べた事情にその他記録にあらわれた諸般の事情を総合考慮しても、本件が裁量による保釈を相当とする事案とも認め難い。そうすると、本件保釈請求を却下した原決定は相当であって、論旨は理由がない。

よって、刑訴法四二六条一項により、主文のとおり決定する。 (裁判長裁判官 池田良兼 裁判官 浦上文男 裁判官 飯田喜信)